

事務連絡
平成21年5月21日

各〔 都道府県
政令市
特別区 〕 衛生主管部（局）新型インフルエンザ対策担当者 殿

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザに関する院内感染対策の徹底について

5月16日、本邦で海外渡航歴のない新型インフルエンザ患者が確認され、その後兵庫県、大阪府において感染患者が多数確認されつつあるところです。今後、特に急速な患者増加が認められた地域では、医療機関において医師、看護師等の医療従事者が新型インフルエンザ患者（疑い含む）の診療に当たられるにあたり、感染拡大防止のため、標準予防策、飛沫感染予防策をはじめとする感染予防策の徹底が求められます。医療機関における新型インフルエンザの院内感染対策に関する現段階での留意点について、国立感染症研究所でとりまとめられた別添資料を情報提供します。本資料の前提となる患者発生状況は、各地域における現況とは一致していないところですが、各医療施設に対して本資料を周知し、院内感染防止体制の徹底に向けて参考にしていただくようお願いいたします。なお、本資料は、今後の国内等での情報蓄積に伴い、内容に変更が生じる可能性があることを申し添えます。

別添：医療機関での新型インフルエンザ感染対策：第三段階（まん延期）以降
（国立感染症研究所 感染症情報センター）